

令和2年度 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
岡山市一般廃棄物処理施設(最終処分場)維持管理状況公表資料

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号イに基づく資料

○埋め立てた一般廃棄物の種類

施設名	埋め立てた廃棄物の種類
山上新最終処分場	焼却残渣、選別残渣、不燃ごみ、排水溝汚泥

○埋め立てた廃棄物の各月ごとの数量

施設名	単位	令和2年度											合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
山上新最終処分場	t	367.37	569.22	717.97	425.33	341.72	424.49	843.13	546.83	339.99	314.85	478.31	442.19	5,811.40

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号ロに基づく資料

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検年月日	R2.4.30	R2.5.29	R2.6.30	R2.7.31	R2.8.31	R2.9.30	R2.10.30	R2.11.30	R2.12.28	R3.1.29	R3.2.26	R3.3.31
擁壁点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号ハに基づく資料

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検年月日	R2.4.30	R2.5.29	R2.6.30	R2.7.31	R2.8.31	R2.9.30	R2.10.30	R2.11.30	R2.12.28	R3.1.29	R3.2.26	R3.3.31
遮土工点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号ホに基づく資料

該当なし

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号ヘに基づく資料

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検年月日	R2.4.30	R2.5.29	R2.6.30	R2.7.31	R2.8.31	R2.9.30	R2.10.30	R2.11.30	R2.12.28	R3.1.29	R3.2.26	R3.3.31
調整池点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし

6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号トに基づく資料

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検年月日	R2.4.30	R2.5.29	R2.6.30	R2.7.31	R2.8.31	R2.9.30	R2.10.30	R2.11.30	R2.12.28	R3.1.29	R3.2.26	R3.3.31
浸出液処理設備点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし

7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号チに基づく資料

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	R2.12.28	R3.1.29	R3.2.26	R3.3.31
防凍措置状況点検結果	-	-	-	-	-	-	-	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし

8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号リに基づく資料

○残余の埋立容量

測定年月日	R2.4.2
残余埋立量	260,058.3

○放流水

項目	単位	和2年度(上段:採取年月日, 下段:結果が得られた年月日(右側に表示の日付はダイオキシン類に関するもの)													基準
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		R2.4.22	R2.5.11	R2.6.8	R2.7.13	R2.8.4 R2.8.21	R2.9.14	R2.10.27	R2.11.18	R2.12.10	R3.1.28	R3.2.9 R3.2.10	R3.3.4		
水素イオン濃度(pH)	-	7.7	7.6	7.2	7.9	7.8	7.2	6.9	7.3	7.1	7.1	7.3	7.2	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	8	<1	<1	1	<1	<1	<1	<1	1	5	<1	1	60以下	
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1	6	<1	2	14	2	1	1	2	4	<1	<1	90以下	
浮遊物質(SS)	mg/L	<2	<2	<2	<2	3	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	60以下	
大腸菌群数	個/cm ³	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	3000以下	
窒素含有量	mg/L	0.4	0.3	<0.3	3.7	8.6	4.3	4.8	1.2	5.2	9.6	26	21	120以下	
燐含有量	mg/L	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	16以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L						<1						<1	5以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	mg/L						<1						<1	30以下	
フェノール類含有量	mg/L						<0.2						<0.2	5以下	
銅含有量	mg/L						<0.01						<0.01	3以下	
亜鉛含有量	mg/L						<0.01						<0.01	2以下	
溶解性鉄含有量	mg/L						<1						<1	10以下	
溶解性マンガン含有量	mg/L						0.01						0.04	10以下	
クロム含有量	mg/L						<0.01						<0.01	2以下	
カドミウム及びその化合物	mg/L						<0.003						<0.003	0.03以下	
シアン化合物	mg/L						<0.1						<0.1	1以下	
有機燐化合物	mg/L						<0.1						<0.1	1以下	
鉛及びその化合物	mg/L						<0.01						<0.01	0.1以下	
六価クロム化合物	mg/L						<0.05						<0.05	0.5以下	
砒素及びその化合物	mg/L						<0.005						<0.005	0.1以下	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L						<0.0005						<0.0005	0.005以下	
アルキル水銀化合物	mg/L						不検出						不検出	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L						<0.0005						<0.0005	0.003以下	
1,4-ジオキサン	mg/L						0.22						0.006	0.5以下	
トリクロロエチレン	mg/L						<0.005						<0.005	0.1以下	
テトラクロロエチレン	mg/L						<0.005						<0.005	0.1以下	
四塩化炭素	mg/L						<0.002						<0.002	0.02以下	
ジクロロメタン	mg/L						<0.005						<0.005	0.2以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/L						<0.004						<0.004	0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						<0.005						<0.005	3以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						<0.005						<0.005	0.06以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L						<0.005						<0.005	1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						<0.005						<0.005	0.4以下	
1,3-ジクロロプロパン	mg/L						<0.002						<0.002	0.02以下	
チウラム	mg/L						<0.002						<0.002	0.06以下	
シマジン	mg/L						<0.001						<0.001	0.03以下	
チオベンカルブ	mg/L						<0.002						<0.002	0.2以下	
ベンゼン	mg/L						<0.005						<0.005	0.1以下	
セレン及びその化合物	mg/L						<0.005						<0.005	0.1以下	
ふっ素及びその化合物	mg/L						<0.5						<0.5	15以下	
ほう素及びその化合物	mg/L						0.65						0.72	50以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L						3.5						11	200以下	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L					0.000061						0.00012		10以下	

※採取場所については別紙参照